



平成 26 年 3 月 26 日

各 位

上場会社名 東京エレクトロン デバイス株式会社
代表者 代表取締役社長 栗木 康幸
(コード番号 2760)
問合せ先責任者 財務部長 田中 弘毅
(電話 045-443-4000)

株式の売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 3 月 26 日開催の取締役会において、当社の親会社である東京エレクトロン株式会社による当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。また、当該売出しにより、同社が当社の親会社に該当しないこととなり、新たにその他の関係会社に該当することが見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 当社株式の売出し

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- | | |
|----------------------------|--|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 2,120,000 株
なお、当社は、平成 26 年 3 月 26 日（水）開催の当社取締役会において、引受人の買取引受けによる売出しの決議と同時に、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により、取得株式の総数 636,000 株、取得価額の総額 1,070,000,000 円をそれぞれ上限とし、平成 26 年 4 月 1 日（火）から平成 26 年 4 月 2 日（水）までの期間を取得期間として、自己株式（当社普通株式）の取得に関する事項を決議している。
当社が当該決議に基づき自己株式の取得を決定した場合、下記（2）記載の売出人が、当該自己株式取得に応じて、その保有する当社普通株式の一部を売却する可能性がある。かかる場合、上記記載の売出株式数が減少することがある。 |
| (2) 売 出 人 | 東京エレクトロン株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 26 年 4 月 7 日（月）から平成 26 年 4 月 10 日（木）までの間のいずれかの日（以下、「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。） |
| (4) 売 出 方 法 | 売出しとし、大和証券株式会社及び野村證券株式会社（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。 |
| (5) 申 込 期 間 | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後まで。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 売出価格等決定日の 6 営業日後の日。 |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 1 株につき売出価格と同一の金額とする。 |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |

ご注意：この文書は、当社株式の売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 本株式売出しについては、平成 26 年 3 月 26 日（水）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 222,600 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式売出しそのものが全く行われなない場合がある。最終の売出株式数は、需要状況等を勘案した上で売出価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。）
- (4) 売 出 方 法 大和証券株式会社が、引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、222,600 株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しの申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 本株式売出しについては、平成 26 年 3 月 26 日（水）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

以 上

ご注意：この文書は、当社株式の売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. 売出しの目的

当社の親会社である東京エレクトロン株式会社が、当社株式の保有比率を引き下げ、当社を連結子会社の対象外とするため、上記売出しを実施するものであります。当社及び東京エレクトロン株式会社は、当社においては、従来以上に独自性を高めた成長戦略を構築することが、東京エレクトロン株式会社においては、コアビジネスに経営資源の一層の集中を図ることが、それぞれの企業価値向上に資すると判断しております。

なお当該売出しにより、当社普通株式の分布状況の改善及び流動性の向上が期待されるものと考えております。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、222,600株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から平成26年5月9日（金）までの間を行使期間として、当社株主より付与されます。

大和証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります。当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成26年5月9日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションの行使を行います。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である東京エレクトロン株式会社は、大和証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、株式分割に係る新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意：この文書は、当社株式の売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

II. 親会社及びその他の関係会社の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 当社株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の売出しにより、東京エレクトロン株式会社が当社の親会社に該当しないこととなり、新たにその他の関係会社に該当することが見込まれるものであります。

2. 親会社に該当しないこととなり、新たにその他の関係会社に該当することとなる株主の概要

①	名称	東京エレクトロン株式会社	
②	所在地	東京都港区赤坂五丁目3番1号	
③	代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 東 哲郎	
④	主な事業内容	半導体製造装置等の販売	
⑤	資本金	54,961百万円（平成25年12月31日現在）	
⑥	設立年月日	昭和38年11月11日	
⑦	連結純資産	568,279百万円（平成25年12月31日現在）	
⑧	連結総資産	801,290百万円（平成25年12月31日現在）	
⑨	大株主及び持株比率（平成25年9月30日現在）	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10.88%
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7.24%
		株式会社東京放送ホールディングス	4.27%
		メロンバンク トリーティー クライアント オムニバス	3.16%
		ザバンク オブ ニューヨーク ジヤスディック トリーティー アカウ ント	1.91%
		メロンバンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライ アント メロン オムニバス ユーエス ペンション	1.80%
		ザバンク オブ ニューヨーク トリーティー ジヤスデツク アカウ ント	1.75%
		ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225	1.67%
		バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウ ント ジエイピーアールデイ アイエスジー エフイーエイシー	1.36%
ノーザン トラスト カンパニー（エイブイエフシー）サブ アカウント アメリカン クライアント	1.28%		
⑩	上場会社と当該株主の関係	資本関係	当該株主は、平成25年12月31日時点において、当社の議決権の55.42%を直接保有する親会社に該当します。
		人的関係	当社の取締役1名が当該株主の取締役を兼務しております。
		取引関係	当社は、当該株主に対し、一部業務の受注及び土地の賃借等の取引を行っております。

3. 異動前後における議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	属性	議決権の数 （所有株式数）	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 （平成26年3月26日現在）	親会社	58,753個 （5,875,300株）	55.42%	第1位
異動後	その他の 関係会社	37,553個 （3,755,300株）	37.68%	第1位

（注）1. 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、平成25年9月30日現在の総株主の議決権の数である106,000個を基準として算出しております。

2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、平成26年3月26日付当社プレスリリース「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」にてお知らせいたしました取得し得る株式の総数の上限636,000株の自己株式を当社が取得した場合に減少する議決権の数6,360個を減じた99,640個を基準として算出しております。

3. 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点以下第三位を切捨てております。

ご注意：この文書は、当社株式の売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目録見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 前記<ご参考>2. に記載のグリーンシュエーションの行使により、異動後の議決権の数はさらに最大で2,226個減少する可能性があります。

4. 異動予定年月日

前記「I. 当社株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の売出しにおける受渡期日（売価格等決定日の6営業日後の日）

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はありません。

6. 今後の見通し

当該異動が当社の業績に与える影響はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社株式の売出し並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。